

令和5年度指定管理者労務環境モニタリング  
主な指摘内容と改善内容

指摘内容	改善内容
<b>諸規程等の整備に関すること</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児休職規程に、所定外労働の制限の規定が設けられていない。介護休職規程に、時間外労働の制限の規定が設けられていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各休職規程に、所定外労働及び時間外労働の制限について追記し改定する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児・介護休業、パワーハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントを禁止する規定、懲戒規定がない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種ハラスメントを禁止する規定、懲戒規定を記載した。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営法人で作成された就業規則を使用しており、事業所単位での届出がなされていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・速やかに届出を提出する。</li> </ul>
<b>割増賃金等の計算に関すること</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・就業規則に記載された労働単価の計算方法どおりに算出されず、分母を切り上げている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就業規則に記載のとおり改める。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・深夜労働に対する割増賃金が支払われていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの深夜労働に対する割増賃金を支払う。</li> </ul>
<b>休憩、年次有給休暇に関すること</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・一斉付与の適用除外の労使協定を締結していない。</li> <li>・時間外労働が行われた場合、労働時間が、8時間を超えるが、15分の休憩を与えていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一斉休憩の適用除外に関する労使協定書を締結した。</li> <li>・労働時間が8時間を超えても休憩時間を別に付与する必要が無いように休憩時間を1時間に変更した。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当者について、時季を指定して与えていない。就業規則にも強制付与の規定がない。</li> <li>・出勤表と有給休暇管理表で、有休取得日に齟齬がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年5日の年休を付与する規定を記載した。</li> <li>・出勤表と齟齬がないよう訂正した。</li> </ul>
<b>相談窓口の設置に関すること</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児・介護休業、パワーハラスメント、妊娠・出産等、各種ハラスメントに対する相談窓口が設置されていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種ハラスメントに対する相談窓口を設置した。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種ハラスメントに対する相談窓口は設置されているが、従業員に十分周知されておらず、周知方法に改善が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種規定の一層の周知を図る。</li> </ul>

<b>障害者雇用に関すること</b>	
・法定障害者雇用率 (2.3%) を満たしていない。	・法定障害者雇用率を満たすよう努める。
<b>安全衛生管理体制に関すること</b>	
・衛生推進者を選任していない。	・衛生推進者を選任する。
・一部の職員が1年以内に1回の定期健康診断を受診できていない。	・今後は全職員が受診するよう徹底する。